

令和7年度 第1回浜名区代表会 次第

日時：令和7年5月13日（火）午後2時から

場所：浜名区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

（1）協議事項

令和7年度パブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて **【資料1】**

（2）報告事項

令和7年度浜名区区政運営方針について **【資料2】**

3 その他

（1）各地域分科会からの報告事項等について **【資料3】**

（2）次回の開催日程等について

日時：令和7年7月 日（ ）午後2時から

場所：三ヶ日支所2階 201 会議室

4 閉 会

令和7年度（5月）第1回 浜名区代表会 席次表

日時： 令和7年5月13日（火） 午後2時～
 場所： 浜名区役所 大会議室

入口

山本区長	区長
堤副区長	副区長
佐藤副区長	副区長

	委員	委員	委員
	立岩 恵子	佐藤 元久	内山 益巳

野中 敬	会長
大野 保美	副会長

	委員	委員	委員
	村上 雅代	松島 康浩	野澤 壽夫

区調整官	区振興課 課長補佐	北行政センター 副所長

事務局

事務局

傍聴者

--

--

--

記者席

浜名区代表会委員名簿

(任期：R6.1.1～R8.3.31)
※50音順

No.	役職	分科会	期数	氏名	ふりがな	性別	所属団体
1		浜北	1	内山 益巳	うちやま ますみ	女	直接指名
2	副会長	北	2	大野 保美	おおの やすみ	男	三ヶ日地域自治会連合会
3		北	1	佐藤 元久	さとう もとひさ	男	新都田地域自治会連合会
4		北	2	立岩 恵子	たていわ けいこ	女	引佐まちづくり協議会
5		北	2	野澤 壽夫	のざわ としお	男	細江地域自治会連合会
6	会長	浜北	1	野中 敬	のなか たかし	男	直接指名
7		浜北	1	松島 康浩	まつしま やすひろ	男	直接指名
8		浜北	1	村上 雅代	むらかみ まさよ	女	浜松市浜名区浜北 民生委員児童委員協議会

【浜名区役所・北行政センター職員】

No.	役職	氏名	ふりがな	性別	備考
1	区長	山本 治之	やまもと はるゆき	男	新任
2	副区長 (北行政センター所長)	堤 信弘	つつみ のぶひろ	男	
3	副区長 (区振興課長)	佐藤 一郎	さとう いちろう	男	新任
4	区調整官	金島 徹	かねしま とおる	男	
5	区振興課 課長補佐	平田 浩二	ひらた こうじ	男	
6	北行政センター 副所長	山下 康夫	やました やすお	男	新任
7	区振興課 主幹	橋本 慎一	はしもと しんいち	男	新任
8	北行政センター 副主幹	伊藤 康光	いとう やすみつ	男	
9	区振興課 主任	松島 将人	まつしま まさと	男	
10	区振興課 会計年度任用職員	大久保 清	おおくぼ きよし	男	新任

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	令和7年度パブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和7年度予定されているパブコメ案件(5件)について、地域分科会にて対応(パブコメ実施担当課による説明又は資料配付)を協議した。				
対象の区協議会	浜名区区協議会(浜名区代表会)				
内 容	<p>1 パブコメの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市生涯学習推進大綱(案) ・浜松市中心市街地活性化ビジョン(案) ・浜松市防災都市づくり計画(案) ・浜松市土地利用方針(案) ・浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案) <p>※詳細は、別紙令和7年度パブリック・コメント一覧表のとおり。</p> <p>2 協議事項</p> <p>パブコメ案件(5件)について、地域分科会の意向に基づき、パブコメ実施担当課からの説明を求めることについて案件ごとの取扱いを決定するもの。(パブコメ運用区分③)</p> <p>3 スケジュール</p> <p>2～4月：パブコメの取扱い(パブコメ実施担当課による説明又は資料配付)を地域分科会で協議</p> <p>5月(今回)：地域分科会の意向に基づき、案件ごとの取扱いを決定</p> <p>6月以降：区協議会において、パブコメ実施担当課による説明又は資料配付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>パブコメの運用区分</p> <p>①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②パブコメ実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合</p> <p>③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方)</p> </div>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	浜名区 区振興課	担当者	佐藤 一郎	電話	585-1141

令和7年度パブリック・コメント一覧表

No.	①件名	②担当課	③意見募集期間	④結果等公表	⑤実施(施行)	⑥対象地域	※QRコード	⑧地域分科会の意向		⑨取り扱いの決定	
								北	浜北	代表会	地域分科会
1	<p>【改定】浜松市生涯学習推進大綱(案)</p> <p>⑦概要 浜松市生涯学習推進大綱(案)は、市民の生涯学習活動推進を目的として、本市の役割と基本的な方向性や考え方を示すもので、社会環境が大きく変化するなかで、市民の学習要求に沿った、より効果的な事業展開の指針となるよう改定を行います。 ※QRコードを読み取ることで現行の計画を閲覧できます。</p>	創造都市・文化振興課	10～11月	令和8年2月	令和8年4月	市全域	関連ページ 	○	○	○	○
2	<p>【新規】浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)</p> <p>⑦概要 中心市街地の活性化を目的として、中心市街地の中長期的な将来像を目標として示すものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。</p>	産業振興課	9～10月	11月	令和8年4月	都市機能誘導区域 (浜松駅周辺)	関連ページ 	—	◎		
3	<p>【新規】浜松市防災都市づくり計画(案)</p> <p>⑦概要 様々な災害を対象とした「被害を予防・軽減する空間づくり」、「災害時に活動しやすく、対応できる空間づくり」、「円滑・速やか、かつ適切な復旧・復興」の実現のため、リスクに対する課題を整理し、基本的な方針や効果的な施策を示す浜松市防災都市づくり計画を策定するものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。</p>	都市計画課	10月	令和8年2月	令和8年4月	都市計画区域	関連ページ 	○	○	○	○
4	<p>【新規】浜松市土地利用方針(案)</p> <p>⑦概要 都市計画マスタープランに示す土地利用の方針等の実現に向けた土地利用計画制度(用途地域などの都市計画に定める地域地区や開発許可制度)の運用方針を示すものです。 ※QRコードを読み取ることで都市計画マスタープランに係るホームページを閲覧できます。</p>	都市計画課	10月	令和8年2月	令和8年3月	全市域	都市計画マスタープランHP 	○	○	○	○
5	<p>【改定】浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)</p> <p>⑦概要 浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は浜松市域から排出される温室効果ガスを市民・事業者、市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して削減するための計画です。 国計画の2035・2040年度目標値が発表されることから、本市計画の2035・2040年目標値を盛り込むため、改定します。 ※QRコードを読み取ることで現行の計画を閲覧できます。</p>	カーボンニュートラル推進課	11～12月	令和8年2～3月	令和8年4～5月	全市域	現行計画 	○	◎		



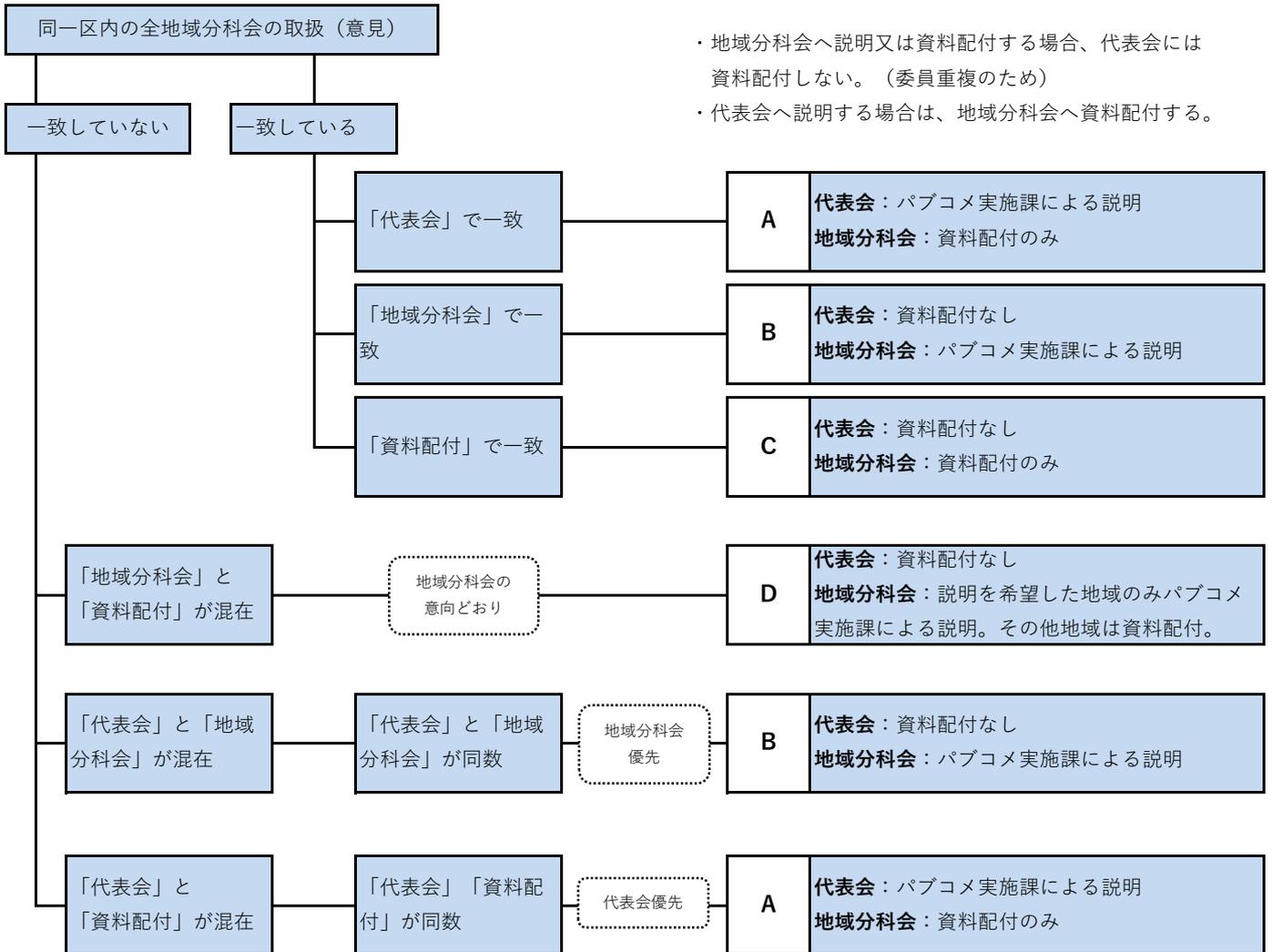
※「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

—：概要版資料配付
◎：代表会で説明
○：地域分科会で説明

フローチャート

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。(委員重複のため)
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項				
件 名	令和7年度浜名区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和7年度における区政運営の基本的な考え方や、浜名区で実施する主な取り組みについて、区民の皆様と区役所との共有を図るため、「令和7年度浜名区区政運営方針」を報告する。</p> <p>【作成、公表の根拠】 浜松市区における総合行政の推進に関する規則 第4条 区長は区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組み課題等を区政運営方針として毎年度区民に公表しなければならない。</p>				
対象の区協議会	浜名区協議会（浜名区代表会）				
内 容	<p>1 内容（構成）</p> <p>ア 区政運営方針とは、浜名区の将来像、区長挨拶 イ 区役所が主体となって行う主な取り組み ウ 浜名区における本市の主要事業 エ 浜名区の経営資源など ※詳細は別冊のとおり</p> <p>2 公表の方法</p> <p>ア 浜名区ホームページへの掲載 イ 5月の地域分科会へ報告 ウ 来庁者への配布（希望者のみ）</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	浜名区 区振興課	担当者	佐藤 一郎	電話	585-1141

令和7年度 浜名区



浜松市

区政運営方針



令和7年4月 浜松市浜名区役所

目次

● 区政運営方針とは	1
● 浜名区の将来像	2
● 浜名区の明日へ！私の思い 浜名区長 山本 治之	2
● 区役所が主体となつて行う主な取り組み	
(1) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりの推進	3
(2) 地域コミュニティの充実と地域間交流の促進	5
(3) 伝統と自然を大切にした地域の活性化	6
● 浜名区における本市の主要事業	
(1) 浜北地域	9
(2) 北地域	10
(3) 中山間地域	11
(4) 区全域での健康福祉分野	12
(5) 区全域での土木分野	14
● 浜名区の経営資源	15
● 地域間交流一歩ずつ	17



区政運営方針とは

「区政運営方針」は、区長が毎年度、区の行政運営にあたっての基本的な方針を策定し公表するものです。区民生活の向上を図るために、重点的に取り組む業務や事業を区民の皆さまにお知らせします。

3つの取り組みの柱を掲げ、その柱に沿った事業を実施し、地域の特性を活かしながら、区民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。また、あわせて、浜名区における本市の主要事業についても紹介いたします。



①(東名・新東名)三ヶ日ジャンクション付近



②龍潭寺周辺から三岳城跡



③新東名浜松サービスエリア付近



④都田テクノポリス



⑤染地台付近(きらりタウン)



⑥都市計画道路 美蘭線付近

人と文化と自然と暮らし みんなで育む つながる浜名区

10年後の目指す姿



誰もが安心して暮らせるよう、
安全で快適な生活基盤が整備されている



地域や世代の多様性を活かし、
支え合い、つながりが実感されている



歴史や文化が引き継がれ、
活気のあるまちづくりが進んでいる

浜名区の明日へ！私の思い

浜名区長 山本 治之

- ❖ 安全、安心で住みよい地域のために必要な情報を区民の皆さんと共有し、一緒に課題解決を図ってまいります。
- ❖ それぞれの地域の魅力と活力を育む、住民の皆さんの思いや行動を支援してまいります。
- ❖ 区としての一体感を醸成するとともに、すばらしい資源にあふれたこのエリアの魅力を、効果的に発信してまいります。

浜名区の将来像は、区協議会をはじめ、地域の皆様と協議を重ねる中で総合的に検討し、策定いたしました。

皆さんと一緒に伝統を繋ぎながら、新しい可能性を広げるための更なる取り組みに尽力してまいります。



区役所が主体となって行う主な取り組み

令和7年度の基本方針

- (1) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりの推進
- (2) 地域コミュニティの充実と地域間交流の促進
- (3) 伝統と自然を大切にした地域の活性化

(1) 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

◆地域防災・減災推進事業 【区振興課、北行政センター】

浜名区の多様な地形特性を踏まえ、防災意識の向上と自主的な防災活動を推進します。具体的には、防災訓練の実施、自主防災隊への資機材整備支援、出前講座による啓発活動を行います。

また、災害時の迅速な情報提供体制として、浜松市防災ホットメールや浜松市公式LINEの普及・啓発、登録支援を行います。さらに、家具転倒防止事業やマイ・タイムラインの普及など、各家庭での防災対策を促進します。

<防災意識啓発活動>

自治会や学校、各団体に対して、災害図上訓練（D I G 訓練）や地震体験車をはじめとする防災に関する出前講座を開催し、「家具を固定すること」や「飲料水、食料などを備蓄すること」、「私の避難計画(※)を作成すること」など、日ごろから災害への備えの重要性を意識していただくよう啓発します。

※ 私の避難計画…地震や津波、水害、土砂災害のリスクを正しく知り、適切な避難先とタイミングを整理するものです。



出前講座（地震体験車）

<自主防災隊への支援>

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の整備などに必要な経費に対して補助金を交付し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

<地域防災連携連絡会の開催>

自治会・自主防災隊・学校が参加する「地域防災連携連絡会」を開催し、地域の災害上の課題や防災体制について話し合い、情報を共有します。

<地域情報伝達手段の普及>

➤ 浜松市防災ホットメール

登録した携帯電話などに緊急情報、地域情報などを電子メールで配信するサービスです。（右記の二次元コードを読み取り、空メールを送信）

➤ 浜松市公式LINE

受信設定を行うと、緊急情報、地域情報などを受け取ることができます。（右記の二次元コードを読み取り、「追加」ボタンをクリックして登録）



浜松市防災ホットメール



浜松市公式LINE

◆安全・安心なまちづくり推進事業 【区振興課、まちづくり推進課、北行政センター】

夜間の犯罪防止と交通安全を図るため、自治会などが設置・維持管理する防犯灯に対して補助金を交付します。

また、各期交通安全運動に合わせた街頭広報や啓発品の配布、高齢者向けの体験型交通安全教室、中・高生を対象としたスタントマンによる交通安全教育など、多角的な交通安全対策を実施します。さらに、地域の連帯感を深めるため、各地区における青色パトロール活動を推進します。

<防犯灯設置維持管理助成>

自治会などが設置・維持管理する防犯灯に対して補助金を交付します。

<交通安全啓発活動>

- 関係機関と連携して、交通安全教育の推進を図ります。
- 交通事故多発交差点及び危険交差点における注意喚起を図ります。
- 高齢者が関連する交通事故が増加しているため、運転適性検査器やサポカー体験会などの体験型交通安全教室を実施します。
- 地域の主要箇所や企業進出により交通量が増加している地区での街頭広報を通じ、更なる交通安全対策を図ります。
- 自転車事故削減のため、中・高生を対象にスタントマンによる交通安全教育を実施します。



交通安全啓発活動

<青色パトロール活動支援>

地域の犯罪発生を抑制するため、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール（青色パトロール活動）を実施します。

◆地域インフラ整備支援事業 【区振興課、北行政センター】

地域住民の福祉の向上及びコミュニティづくりに寄与するため、誰もが安全かつ円滑に利用できる集会所の整備を行う自治会などに対して、補助金を交付します。

<自治会集会所整備助成>

- 2自治会の集会所の改修を予定しています（浜北地域）
- 1自治会の集会所の改修を予定しています（北地域）



西美園中公民館(新築)

◆行政サービス向上事業 【区民生活課、北行政センター】

証明書コンビニ交付への誘導、手続きのオンライン化、届出や申請を簡素化する取り組みなど、デジタル技術を活用して市民サービスの利便性向上を図ります。



書かない窓口

(2) 地域コミュニティの充実と地域間交流の促進

◆区民参画推進事業 【区振興課、北行政センター】

浜名区協議会（浜名区代表会、浜北地域分科会、北地域分科会）を設置・運営し、区民をはじめ、自治会、各種団体などからの多様な声を市や地域の施策に反映させます。

<区協議会>

地方自治法第252条の20第7項の規定に基づき設置するものです。地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図ります。



浜名区協議会（浜北地域分科会）

◆市民協働推進事業 【まちづくり推進課、北行政センター、支所、協働センター】

住みよい地域づくりを進めるため、市民提案による住みよい地域づくり助成事業を実施します。また、区役所、行政センター、支所、協働センターに配置されたコミュニティ担当職員などが、市民協働・コミュニティづくりに対しての啓発や地域活動などへのサポートを通じ、地域の課題解決、活性化に取り組みます。

<市民提案による住みよい地域づくり助成事業>

住みよい地域を実現するため、団体からの提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し助成します。

<協働センター等を核とした地域課題解決事業>

住みよい地域づくりを進めるため、コミュニティ担当職員などが、市民協働・コミュニティづくりに関する啓発や地域活動などへのサポートを通じて地域の課題解決、活性化に取り組みます。

<地域づくり推進事業>

支所や協働センターにおいて、地区コミュニティ協議会(※)を始めとする地域団体に対し、地域に寄り添った伴走型支援を実施するとともに、生涯学習講座や地域団体の活動状況を、協働センターだよりなどを用いて情報発信します。

※ 地区コミュニティ協議会…地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として任意設置できません。区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見が可能です。

◆地域交流促進事業 【まちづくり推進課、北行政センター、支所】

地域の活性化や文化振興のため、はまきた市民文化祭、いなさ人形劇まつり、はままつ北フェス、奥浜名湖文化交流祭の開催にかかる経費を一部負担し、市民の親睦と連帯感の高揚、郷土愛の育成を図ります。

<はまきた市民文化祭>

浜北地域で生涯学習・文化活動を行う市民が、日頃の成果を発表します。（ステージでのコーラスやダンスの披露、書道や絵手紙の作品展示）



はまきた市民文化祭

<いなさ人形劇まつり>

市民がともに楽しみ、互いに親睦と連帯感の高揚を図り、郷土愛を育むことを目的として開催する北地域内4大事業の一つで、1989年度（平成元年度）から続く人形劇の祭典です。

<はままつ北フェス>

北地域の市民団体が一堂に会し、北地域の一体感を醸成し、交流の促進を図るとともに、北地域の魅力を幅広く情報発信します。



はままつ北フェス

<奥浜名湖文化交流祭>

浜名区の文化団体が日ごろの活動の成果を披露し合います。
(会場：みをつくし文化センター)

◆情報発信強化事業 【北行政センター】

北行政センターの公式フェイスブック「きたいーら」を活用し、北地域内の様々な情報をタイムリーかつ的確に発信します。



公式 Facebook「きたいーら」

(右記の二次元コードを読み取りフォロー)

(3) 伝統と自然を大切にした地域の活性化

◆地域文化振興事業 【まちづくり推進課、北行政センター、支所】

遠州はまきた飛竜まつり、浜北万葉まつり、姫様道中、三ヶ日花火大会などの開催にかかる経費を一部負担し、地域の文化振興と郷土愛の醸成を図ります。これらのイベントは、市民の親睦と連帯感を高め、地域文化の創造に寄与します。

<遠州はまきた飛竜まつり>

浜北地域の一大イベントとして、市民がともに楽しみ、互いに親睦と連帯感の高揚を図り、郷土愛を育むとともに地域産業の活性化と地域文化の創造を目的として遠州はまきた飛竜まつりを開催します。



遠州はまきた飛竜まつり

<浜北万葉まつり>

浜北地域にゆかりのある「万葉集」とその時代の文化に親しんでもらうとともに、万葉の森公園を万葉文化の情報発信拠点としてPRし、特色のある地域づくりや万葉文化を継承するため、浜北万葉まつりを開催します。

<姫様道中>

1952年（昭和27年）に始まり、73回目を迎える北地域内4大事業の一つです。江戸時代の姫街道の道中行列を再現しています。



姫様道中

<三ヶ日花火大会>

北地域内4大事業の一つで猪鼻湖の湖上を彩る三ヶ日地域の夏の風物詩です。

◆地域産業振興事業 【まちづくり推進課、北行政センター】

はまきた産業祭、はまきたグリーンフェスタ、浜北植木まつりなどの開催に係る経費を一部負担します。

また、皇室に温州みかん、白柳ネーブルを献上することで、地域の農業、商業、工業などを内外に発信し、産業の活性化を図ります。

<はまきた産業祭>

地域の農業、商業、工業などを内外に発信し、産業の活性化と地域文化の創造を図ることを目的に開催します。

<はまきたグリーンフェスタ>

みどりのある生活に親んでもらうことを目的に開催します。こどもから大人まで楽しめるイベントが盛りだくさんです。



はまきたグリーンフェスタ

<浜北植木まつり>

浜北緑花木センターで行われる催しです。(ポット苗木の無料配布、植木オークションなど)

<献上みかん事業>

「皇室ゆかりの地」として、皇室とのつながりを大切にするとともに、全国発信による地域の産業の発展に寄与することを目的としています。



献上みかん事業

◆地域資源活用事業 【北行政センター】

北地域の眺望の良さを活かした「直虎ビューポイント」を広く発信し、地域の魅力を再発見する素材としての利用や健康・観光面での活用を促進します。

また、ネイチャートレイルウォーキングを実施し、地域情報発信及び地域住民の健康長寿の延伸に取り組みます。

<直虎ビューポイント活用事業>

「直虎ビューポイント」一覧

滝沢展望台	市街地を一望する極めて良好な眺望が得られる
井伊谷城跡	井伊氏の居城で「井伊の里」が見渡せる
高山展望台	猪鼻湖を見渡せる極めて良好な眺望が得られる
細江公園	大河ドラマ「おんな城主直虎」で登場した気賀の町や都田川が望める
久留女木の棚田	大河ドラマ「おんな城主直虎」で登場した「井伊の隠し田」が見渡せる
富幕山山頂	遠く三河湾まで望める極めて良好な眺望が得られる
三岳城跡	井伊氏の本城で、浜名湖から遠州灘まで見渡せる
二三月峠展望台	細江町の街並みを眼下に奥浜名湖が一望できる
尉ヶ峰山頂	浜名湖から遠州灘まで見渡せる
竜ヶ石山山頂	浜名湖から遠州灘まで見渡せる
奥浜名湖展望公園	眼下に奥浜名湖、遠方にアクトタワーが望める



直虎ビューポイント

<ネイチャートレイルウォーキング>

「直虎ビューポイント」を巡るウォーキングコースを設定し、ビューポイントの認知度向上や魅力の再発見・発信に繋げるとともに、地域住民の健康寿命の延伸を図ります。



富幕山



尉ヶ峰



奥浜名湖展望公園

◆歴史文化継承事業 【北行政センター、支所】

地域の歴史や文化を紹介する講座を開催し、北地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めます。

また、指定文化財の保存・活用・伝承を担う団体などを支援します。さらに、地域ゆかりの人物や歴史文化遺産をとおして、地域の魅力を再発見し、新たな創出のきっかけとなる事業を展開します。

<地域の歴史を紹介する講座の開催>

地域の歴史などを紹介する講座を開催し、北地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めます。

<文化財保存・活用・継承支援>

地域資源を活かしたまちづくりを推進するため、北地域の指定文化財の保存・活用・伝承を担う団体などを支援します。



川名のひよんどり

浜名区における本市の主要事業

(1) 浜北地域

◆浜北文化センター大規模改修事業 【創造都市・文化振興課】

浜北文化センターの大規模改修により、市域全体からの集客に対応し興行の誘致などの鑑賞機会の増加を図ります。



浜北文化センター

◆公共建築物耐震化推進事業 【公共建築課】

大規模空間を持つ公共建築物の吊り天井などの非構造部材の落下防止対策や耐震補強工事の実施により、施設利用者の安全を確保します。

＜吊り天井落下防止対策＞

- 浜北総合体育館、浜北文化センター、なゆた・浜北

◆公園施設遊具緊急修繕事業 【公園管理事務所】

公園遊具の安全性を早急に向上させ、重大事故を防止するため、特にハザード3（生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態）と判定された遊具の改善により、子どもたちが安心して遊べる環境を整備します。



使用停止中の遊具（美蘭中央公園）

- 美蘭中央公園

◆浜北中央北地区公共施設整備事業及び組合支援事業

【市街地整備課】

浜北中央北地区において、土地区画整理組合と連携して公共施設整備を行うことにより、医療・福祉などのサービス施設を誘導し、公共交通ネットワーク沿いへの人口集積を高め効率的な土地利用を図ります。



浜北中央北地区

◆雨水流出抑制施設整備事業 【河川課】

学校の校庭及び公園内に雨水流出抑制施設を整備し、河川などへの初期流出量を軽減することにより治水安全度の向上を図ります。

- 伎倍小学校



雨水流出抑制施設の例

◆水防倉庫改築事業 【河川課】

水防倉庫について、水防活動に必要な機能を備えた施設への改築を行うことで、地域における水防防災力の充実と強化を図ります。

- 上島分団、浜名分団、中瀬南分団

◆浸水対策事業 【下水道工事課】

公共下水道事業における豪雨被害対策の促進を図るため、下水道施設における浸水対策を実施し、市民生活の安全・安心に寄与します。

- 浜北中央北地区区画整理事業関連地区外雨水きょ整備

(2) 北地域

◆公共建築物長寿命化推進事業 【公共建築課】

公共建築物長寿命化計画（一般施設）に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図るとともに、長期的な財政負担を軽減・平準化し、市民に安全で快適な建築物を提供します。

- 細江健康センター（大規模改修）

◆公共建築物耐震化推進事業 【公共建築課】

大規模空間を持つ公共建築物の吊り天井などの非構造部材の落下防止対策や耐震補強工事の実施により、施設利用者の安全を確保します。

- みをつくし文化センター（吊り天井落下防止対策）

◆公園施設遊具緊急修繕事業 【公園管理事務所】

公園遊具の安全性を早急に向上させ、重大事故を防止するため、特にハザード3（生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態）と判定された遊具の改善により、子どもたちが安心して遊べる環境を整備します。

- 都田総合公園



使用停止中の遊具（都田総合公園）

◆特別養護老人ホーム改築補助金 【高齢者福祉課】

老朽化した特別養護老人ホームの改築を推進することで、在宅での生活が困難な高齢者の生活の場所を確保します。

- 浜松十字の園（細江町中川）



浜松十字の園

◆北消防署引佐出張所・引佐第3分団伊平建設事業 【消防総務課】

土砂災害警戒区域に指定されている北消防署引佐出張所と北支団引佐第3分団伊平を複合化し、移転新設を行うことで、市民の安全・安心につながる体制を整備します。

◆棚田サミット事業 【農地整備課】

令和8年度の全国棚田サミットの本市開催に向け、棚田を文化遺産・観光資源としてPRし、棚田を通じた地域活性化を図ります。

- 久留女木（引佐町西久留女木）
- 白檀（引佐町田畑）



久留女木の棚田



白檀の棚田

(3) 中山間地域

◆中山間地域における訪問支援サービスの拡充 【子育て支援課】

妊婦や子育て家庭を対象とした、はますくヘルパーの利用可能時間の拡充により、中山間地域の子育て支援を充実させるとともに、訪問支援事業者等に対して中山間地域加算を創設することにより、市内全域で訪問支援を提供できる体制を整えます。

◆みんなの中山間地域応援事業 【中山間地域振興課】

中山間地域が有する様々な課題の解決に資するアイデアや事業提案を募集し、効果が見込まれる事業を支援するとともに、新たな地域課題に迅速に対応することで、中山間地域の振興を図ります。



棚田での農作業(引佐町)

◆中山間地域受診機会確保支援事業 【健康医療課】

中山間地域における医療提供体制の充実を図ります。

(4) 区全域での健康福祉分野

◆生活保護適正実施事務事業 【浜名福祉事業所・社会福祉課】

いろいろな事情で生活にお困りの方へ最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自立した生活を送ることができるよう支援を行います。また、生活困窮者及び生活保護受給者に、法の趣旨や制度概要を説明し、他法他施策について専門的な立場からの助言など適切な援助を行うことで、事業の円滑な推進を図ります。

◆地域福祉推進事業 【浜名福祉事業所・社会福祉課】

誰もが住み慣れた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域づくりのため、各地域の支所、協働センターなどに整備された情報発信の拠点施設である「地域ボランティアコーナー」を活用し、様々な福祉活動の担い手や団体との連携を図ります。



◆障害者自立支援給付事業・地域生活支援事業 【浜名福祉事業所・社会福祉課】

障害者自立支援法により障がいのある人が自らサービスを選択し、補装具費の支給や居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などの障害福祉サービスの受付を行います。また、自立支援給付とは別に、地域で障がいのある人のニーズに応じて、市の創意工夫により障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業（日常生活用具費の助成、日中一時・移動支援など）を行います。

◆こども家庭センター運営事業 【浜名福祉事業所・社会福祉課、浜名健康づくりセンター】

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、ワンストップで切れ目のない支援に取り組みます。

◆民生委員・児童委員活動支援事業

【浜名福祉事業所・社会福祉課】

地域福祉の増進、安心して住み続けることができる地域づくりのために貢献していただいている民生委員・児童委員の活動支援を行います。



こども家庭センター

◆児童手当、児童扶養手当支給事業 【浜名福祉事業所・社会福祉課】

すべてのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境を提供するため児童手当(※1)を支給します。また、ひとり親家庭などの子育て世帯を支援するため児童扶養手当(※2)を支給します。

※1 児童手当…令和6年10月に制度改正があり、所得制限の撤廃、高校生世代まで支給拡充、第3子以降の支給額増額、支払い回数が年3回から6回に変更されました。

※2 児童扶養手当…令和6年11月に制度改正があり、所得限度額と第3子以降の加算額が引上げられました。

◆児童家庭・女性相談事業 【浜名福祉事業所・社会福祉課】

家庭相談員や教育相談員が子どもや家庭に関する様々な相談に応じます。また、虐待が行われている、もしくは虐待が疑われているなどの要保護児童に関する通告も受け付けます。

また、女性相談では、女性相談支援員が女性の抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に応じます。

◆高齢者総合相談・虐待相談対応事業 【浜名福祉事業所・長寿保険課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターと連携して介護や健康のことなど高齢者に関する相談や悩みに応じます。また、虐待を早期発見し適切な対応をすることで虐待の深刻化を防ぎ、関係機関と連携し高齢者の権利擁護に努めます。



地域包括支援センター
(浜松市ホームページ)

◆徘徊高齢者早期発見事業 【浜名福祉事業所・長寿保険課】

認知症高齢者などが行方不明になったときには、登録者に対してオレンジメールを発信し、早期発見及び保護を行うための体制整備を継続していきます。また、認知症により徘徊のおそれのある高齢者を、はままつあんしんネットワーク協力者などと連携し見守り支援などを行います。



◆要介護認定に関する事業 【浜名福祉事業所・長寿保険課】

後期高齢者の増加に伴い介護認定申請が増加している状況において、介護サービスを早期に利用できるよう他区と協力して、要介護認定を円滑に進めます。

◆地域保健活動事業 【浜名健康づくりセンター】

区民の健康の保持増進を図るため、がん検診や予防接種を実施するとともに、生活習慣病予防や歯科保健、食を通じた健康づくりなどの健康教育・健康相談を実施します。



食の健康づくりイベント

(5) 区全域での土木分野

◆災害に強い道路ネットワーク機能の強化

広域道路ネットワークの整備促進とともに、緊急輸送道路などの整備や既存道路の強靱化により、災害に強い道路ネットワーク機能の強化を図ります。

<道路整備>

- 主要地方道 天竜浜松線（中瀬～寺島）
- 都市計画道路 美蘭線



主要地方道 天竜浜松線

◆すべての人にとって安全・安心なみちづくり

特に通学路の交通安全対策を推進することにより、交通事故から子どもを守ります。

<歩道整備>

- 国道257号（花平）
- 主要地方道 浜北三ヶ日線（灰木）
- 主要地方道 浜北三ヶ日線（宮口）
- 国道362号（津々崎）



一般県道 細江浜北線

<交差点改良>

- 一般県道 細江浜北線（小松西向交差点）

◆防災・減災、国土強靱化の推進

道路斜面对策、浸水被害対策を実施し、市民生活の安全・安心を確保します。

<道路斜面对策>

- 国道257号（金指～的場）
- 国道362号（本坂～都田）

<浸水被害対策>

- 準用河川 五反田川
- 準用河川 八幡川
- 準用河川 刑部川
- 準用河川 三和川



国道257号(道路斜面对策)

◆道路・河川の要望対応

自治会から寄せられる道路や河川に関する要望について、優先度を考慮しつつ、迅速かつ適切に対応することで市民の満足度向上に努めます。

浜名区の経営資源

令和7年度の区の経営に係る資源(組織、職員数、予算概要)について紹介します。

◆組織

区振興課	
	防災、住居表示、情報公開、選挙、財産管理、財産区、区内の総合調整、広報、区協議会(代表会、地域分科会)、地域力向上事業、市民協働、予算、決算、統計、文書管理など
区民生活課	
	戸籍、住民異動、印鑑登録、マイナンバーカード、各種証明発行、旅券、斎場、税務証明、原動機付自転車・小型特殊自動車の標識、納税、市税に関する一部申告書・届出書の受理など
まちづくり推進課	
	地域振興事業、緑化推進、公共交通、交通安全対策、環境美化、生涯学習、管内の文化・スポーツ振興、観光、文化財保護、協働センターなど
北行政センター	
地域振興担当	財政、統計、地域防災、財産管理、契約、調達、地域自治、地域力向上事業、市民協働、区協議会(地域分科会)、北地域公式の情報発信など
区民生活担当	戸籍、住民異動、印鑑登録、マイナンバーカード、各種証明発行、旅券、斎場など
まちづくり推進担当	文化、スポーツ、文化財保護、地域コミュニティ、生涯学習、緑化推進、公共交通、交通安全対策、環境美化、動物愛護、地域産業の推進、観光など
引佐支所	
	地域防災、地域コミュニティ、地域の生涯学習・文化・スポーツの振興、林道・中山間地域振興、住民票・戸籍謄(抄)本・印鑑証明・市税証明などの窓口サービス、介護保険・国民健康保険などの各種申請受付など
三ヶ日支所	
	地域防災、地域コミュニティ、地域の生涯学習・文化・スポーツの振興、住民票・戸籍謄(抄)本・印鑑証明・市税証明などの窓口サービス、介護保険・国民健康保険などの各種申請受付など

◆職員数（令和7年4月1日現在）

（人）

所属	正規職員	再任用職員※1	会計年度 任用職員※2	計
浜名区役所	58	6	56	120
北行政センター	42	8	30	80
引佐支所	9	5	3	17
三ヶ日支所	9	1	6	16
計	118	20	95	233

※1 定年退職などにより一旦退職した者を1年以内の任期を定め改めて採用した職員

※2 地方公務員法に基づいて一会計年度を任期として任用されている非常勤の地方公務員

◆予算概要（令和7年度当初予算）

（千円）

項目	区役所費	本庁からの配当
一般会計	551,511	3,310,015

（参考）浜名区の概要（令和7年4月1日現在）

項目	全体	（内訳）	
		浜北地域	北地域
面積 （km ² ）	345.85	66.50	279.35※1
人口※2 （人）	154,080 （△1,478）	99,121 （△589）	54,959 （△889）
	男	76,600 （△815）	49,385 （△408）
	女	77,480 （△663）	49,736 （△181）
世帯数※2	64,100 （+508）	40,408 （+387）	23,692 （+121）
自治会数	162	67	95

※1 浜名区全体から旧浜北区の面積を減じて算出した参考数値

※2（）内は令和6年4月1日からの増減数

地域間交流一歩ずつ

◆「浜名区の将来像」のキャッチコピーに込めた思い

キャッチコピー

**人と文化と自然と暮らし
みんなで育む
つながる浜名区**

イメージマーク

浜名区全体をとりまくように
人が手を取り合う様子から
「つながる」を表現しています。



浜名区の将来像を考えるに当たって、主体は私たち「人」です。人と人のつながりが「文化」を生み育て、継承していきます。それは地域性であり、歴史の中で育まれてきた文化遺産でもあります。

また、人は「自然」の恩恵と脅威の中で日常生活を営み、保全と開発をつなげてきました。資源としての「自然」の活用や自然災害への備え、さらに中山間地域の課題への対応は、各地域での取り組みとともに相互の「つながり」が大きな力になると考えます。

このような文化や自然については、大きな視点でとらえる必要もありますが、大事なことは日々の「暮らし」の中での「人」の思いです。ウェルビーイング（幸福感）と言い換えることができるかもしれません。

目指す方向は区内がひとつになるという意識ではなく、それぞれの地域ならではの個性を磨くとともに、「つながる」ことで新たな可能性も生まれてくるネットワークの構築です。

その上で、それぞれの人が主体的に、また人と人のつながりを積極的に活用するという観点から、協働の意味合いも含めて「みんなで育む」と表現しています。



令和6年度に行われた地域間交流

北地域の特産品を
浜北地域で紹介
(はまきた産業祭)

地域住民が一体となって
ギネス記録に挑戦
(はままつ北フェス)



◆令和7年度 浜名区 区政運営方針に関する問合せ

浜名区役所 区振興課

〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 番地(なゆた・浜北内)

☎ 053-585-1141 FAX 053-587-3127

E-mail hn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

北行政センター

〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305 番地

☎ 053-523-1112 FAX 053-523-1907

E-mail n-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜名区の情報



◆浜名区の情報

右の二次元コードまたは以下のURLをご覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/hamanaku/index.html>

各地域分科会からの報告事項等について

令和7年2月の浜名区協議会に対して、所管課から提出がありました下記案件について、地域分科会に付託し審議しましたので、結果を報告します。

区分	案件名	説明課	審議した会議		
			代表会	地域分科会	
				北	浜北
報告	浜北温水プール閉館に関する検証結果について	浜名区 まちづくり推進課			了承
報告	浜松市立高台幼稚園の休園について	幼保運営課		了承	

※代表会案件：区域全体に関する事項

地域分科会案件：所掌区域に関する事項

＜ 2 月 浜北地域分科会資料 ＞

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜北温水プール閉館に関する検証結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜北温水プールは、鉄骨構造部材の腐食により施設運営上危険な状況であることから、令和 5 年 7 月 1 日に休館、現建物での営業再開の目処が立たず、令和 6 年 5 月 31 日をもって閉館した。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年 5 月 10 日の浜松市議会市民文教委員会において、築 20 年で施設が利用不可となった原因究明と検証を行うよう指摘を受けた。 ・ 市民文教委員会での指摘を受け、庁内の関係所管課である浜名区まちづくり推進課、市民部スポーツ振興課、財務部公共建築課、財務部アセットマネジメント推進課に総務部政策法務課を加え、これまでの浜北温水プールにおける施設管理について検討、検証を開始した。 ・ 8 月 29 日に浜北地域自治会連合会及び浜北地域分科会から、市長宛てに浜北温水プールの再建とプールに関する情報提供について、要望書が提出された。 ※浜北地域自治会連合会は浜松市議会議長宛てにも同様の要望書を提出。 ・ 1 月 28 日に「浜北にプールを存続させる会」から、市長宛てに浜北温水プール再建に関する 666 筆の署名と要望書が提出され、浜名区長が受領した。
対象の区協議会	浜名区協議会 浜北地域分科会
内 容	別添のとおり検証結果をまとめ、浜松市議会市民文教委員会で報告した。 1 概要 2 検証の経過 3 原因に関する考察 4 今後の対応
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	浜北温水プールの解体工事实施設計業務委託について令和 7 年度当初予算要求中。
担当課	まちづくり推進課
担当者	山本 佳弘
電話	5 8 5 - 1 1 5 1

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜北温水プール閉館に関する検証結果について

1 概要

令和6年5月31日をもって閉館となった浜北温水プールについて、原因、責任所在及び今後の対応について関係課により整理した。

【関係課】

- ・浜名区まちづくり推進課（浜北温水プール所管）
- ・市民部スポーツ振興課（浜松市水泳場条例所管）
- ・財務部アセットマネジメント推進課（公共建築物の保全及び長寿命化の総括）
- ・財務部公共建築課（公共建築物の保全に係る指導、助言及び相談）

2 検証の経過

(1) 劣化調査による検証

- ・令和5年度に浜北温水プール劣化調査を実施（榑山下設計中部支社）
→設計上（部材、塗装、空調設備）及び施工上の瑕疵は想定しづらい。
→日常的な点検や定期的な補修、更新がどのように行われていたかの調査、検証は必要

(2) 指定管理者管理上の検証 ※詳細は3（2）（3）参照

- ・指定管理者は、施設内の温湿度を集中管理装置により管理し、運営終了時には有圧扇（排気機能）を作動させ結露防止等の対策を実施
- ・指定管理者は、日常点検等で施設、設備等に異常があった場合、随時、市へ報告したことを確認
→ただし、法定である建築基準法第12条点検（以下、12条点検）については、現在確認できる令和元年度、令和4年度の点検が不十分であり、記載内容にも不備を確認。
また、同点検時の施設の状況を当該期間の指定管理者から点検業者へ伝達が不十分。
※12条点検の不備について、市は指摘することができなかった。

(3) 保全上の検証（保全に関する経過）

年度	内 容
H16	竣工
H22	鉄柱塗装工事（天井部分は未着手）
H27	指定管理者から「建物安全点検のご提案」を受付 →安全点検・修繕実施の必要性（天井を含めた高所部分・ガラス壁・外壁） 屋内プール調査実施 →浜北温水プールを含む屋内プールの現状把握
H28	指定管理者が鉄柱腐食部分の応急処置対策を実施
H30	天井部分の発錆を確認
R 元	指定管理者が12条点検で報告漏れ
R2	施設内鉄柱腐食保護工事（天井部は未着手）
R3	天井錆の施設内落下を確認
R4	指定管理者が12条点検で報告漏れ
R5	腐食修繕設計業務→腐食調査→劣化調査業務

3 原因に関する考察

(1) 施設設計、施工

- ・令和5年度に委託により実施した浜北温水プール劣化調査結果において、設計上（部材、塗装、空調設備）及び施工上の瑕疵は確認できなかった。
- ・その特性上、湿気や結露により鉄部の錆や腐食が発生しやすいことに十分考慮する仕様とすることが望ましかった。

(2) 運営管理（指定管理者）

- ・現在確認できる範囲で、平成27年には点検及び修繕の必要性について、指定管理者から提案されていることから、平成26年～30年度の間の指定管理者における日常点検上の不備は考えづらい。
- ・現在確認できる令和元年度及び令和4年度の12条点検の手法や確認等が不十分であり、12条点検を受託した点検事業者及び結果報告を受けていた指定管理者の一部過失は否めない。

(3) 保全管理

- ・平成27年度に指定管理者から提出された「建物安全点検のご提案」の情報共有が不十分であった。また、情報共有されたタイミングで、全体的に劣化診断等の調査を実施することが望ましかった。
- ・理由として、平成28年度に指定管理者から提案を受けた項目の一部である鉄柱腐食部分の対策を指定管理者が実施したが、それ以降、他部分の対応は令和2年度までされていない。情報共有が不十分であったため、天井部分の腐食について緊急性の認識が乏しく、小規模工事の範囲にとどまった。
- ・以降、点検業者が行った12条点検の結果について、不備を指摘することができなかった。
- ・浜北温水プールは、「浜松市公共建築物長寿命化指針」において、大規模施設に分類され、施設所管課が個別に長寿命化に取り組む「特定施設」に区分されている。
※特定施設（スポーツ施設）：四ツ池公園運動施設、浜松アリーナ、ToBiO、
浜北総合体育館、浜北平口サッカー場、浜北温水プール
- ・「特定施設」以外の屋内プールにおいては、技術職員による施設パトロールが3年に一度実施されており、不具合個所の早期発見の可能性が高かった。

4 今後の対応

(1) 施設管理者（指定管理者含む）に対するもの

- ・本施設の指定管理における基本協定書に定めた12条点検業務について、十分に仕様を満たしているとはいえないため、本件過失への対応については、引き続き関係者との検証・協議を進める。ただし、点検不備により施設を廃止せざるを得なくなったとまではいい難いことから、この点についての責任は問わない。
- ・今後、12条点検の対象となる全ての市有施設において、日常点検を含む施設保全業務の仕様書等の点検の適切な運用と12条点検業者に対する点検仕様書の確認を徹底し、損傷、腐食その他の劣化の状況が適切に把握できるようにするものとする。

(2) 施設管理体制に対するもの

- ・屋内プールについては、その特性に鑑みて、施設規模に関わらず、技術職員による3年に一度の施設パトロールを実施する体制に改める。（PFI手法による管理施設は除く）

＜ 2 月北地域分科会資料＞

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	□ 諮問事項	□ 協議事項	■ 報告事項
件 名	浜松市立高台幼稚園の休園について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○ 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化や保育需要の高まりなどにより、市立幼稚園の園児数は、近年、大幅に減少している。 ・ 浜松市立高台幼稚園（以下「高台幼稚園」という。）の園児数は、令和 7 年 1 月末時点で 5 人（年長 4 人、年中 1 人）である。 <p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高台幼稚園では、令和 6 年 10 月に令和 7 年度の新入園児募集を行ったところ、申し込みはなかった。 ・ 令和 6 年度末をもって年長クラスの園児 4 人が卒園となり、年中クラスの園児 1 人についても、令和 6 年度末をもって退園（他園へ転園）する旨の届出が提出された。 ・ 令和 7 年度の園児が不在となるため、令和 7 年度は休園することとする。 ・ 令和 7 年度の休園については、地元自治会の協力を得て、3 月の自治会回覧により地域住民に周知する。 ・ 令和 6 年度、在園児保護者や地元自治会長などと今後の園のあり方について意見交換を行っている。 		
対象の区協議会	浜名区協議会（北地域分科会）		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高台幼稚園の令和 7 年度の休園について報告するもの。 ・ 令和 8 年度の新入園児の募集については、今後の園のあり方の検討と合わせて、地元自治会などと協議のうえ、決定する予定である。 		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)			
担当課	幼保運営課	担当者	渡邊 仁
		電話	457-2114

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。